

# マルサスと穀物法

吉 澤 昌 恭

## 目 次

1. 貿易制限を支持する有力な議論
2. マルサスの穀物法擁護論——1814年論文に於ける4つの論点
3. 穀物法廃止が所得分配にもたらす効果——1815年論文に於ける議論

### 1. 貿易制限を支持する有力な議論

経済学者は、基本的には、自由貿易が望ましい政策だと考えている。とはいえ、経済学的にみて、貿易制限を正当化する幾つかの論点が存在する。

まず第1に、最適関税の理論がある。自国の交易条件の改善を可能にする関税率（並びに輸出税率）というものが存在し、これが貿易制限の論拠となり得るのである。しかし、この議論の、実際上の意義は小さい。

第2に、「市場の失敗」を論拠にした自由貿易制限論が存在する。その際、外部効果や規模の経済性が論拠とされる。自国農業を外国の競争から守るべしと主張する際の理由として、食糧安全保障、農業が治山治水に及ぼす効果、農業が中山間地の過疎化を抑制する効果、といったものが挙げられることが多い。この場合には、外部効果の存在が問題とされているのである。

他方、自国工業を外国の競争から保護すべし、という議論も存在する。リスト (Friedrich List) が『国民経済学体系 (Das nationale System der politischen Ökonomie, 1841)』で展開した「工業保護」の議論が、その代表例である。リストの議論は、工業の持つプラスの「外部効果」に依拠したものである。これに対して、今日では、規模の経済性に着目して、将来の有力産業を保護育成すべし、とする戦略的貿易政策の議論が存在する。

第3に、所得分配への配慮から、貿易に何らかの制限を加えるべきである（或いは、加えるべきでない）、という議論が存在する。リカードが、地主だけを利する

農産物の輸入制限を止めよ、と主張したのに対して、マルサスは、貿易に携わる人や利子生活者を除くほとんどの人を利する農産物の輸入制限を止めるべきではない、と論じたのである。

\* \* \*

以下では、マルサスの次の2つの論文を検討する。

1. 穀物法の諸効果に関する所見<sup>(1)</sup>（1814年に発表されたこの論文を、以下では、1814年論文と略記する。）
2. 外国穀物輸入の制限政策に関する見解の諸根拠<sup>(2)</sup>（1815年に発表されたこの論文を、以下では、1815年論文と略記する。）

## 2. マルサスの穀物法擁護論——1814年論文に於ける4つの論点

1814年論文に於ける、マルサスの穀物法擁護の論拠は4つに整理することができる。以下、それらを順番に見てゆくことにしよう。

### (1)食糧安全保障

マルサスは、食糧供給を外国に頼ることの危険性を指摘する。

「先づ第一に、安全といふことが富よりももつと重要であること、更にはやゝもすれば他国の嫉妬を挑発する大国は、若しそれがその国民のある可成りの部分の生活維持について外国の穀物に依存することになれば、その最大の必要の〔起つた〕時期にその最も重大なる供給を忽ちにして失ふといふ危険にさらされるといふことが主張される。<sup>(3)</sup>」

- 
- (1) Malthus, Thomas R.: Observations on the Effects of the Corn Laws, and of a Rise or Fall in the Price of Corn on the Agriculture and General Wealth of the Country, 1814, in: *The Works of Thomas Robert Malthus*, William Pickering, London 1986, Vol. 7. [マルサスのこの論文の翻訳は、楠井隆三・東嘉生訳『穀物條例論—地代論』（岩波文庫、昭和15年）に収められている。]
  - (2) Malthus, Thomas R.: The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn: Intended as an Appendix to “Observations on the Corn Laws,” in: *The Works of Thomas Robert Malthus*, Vol. 7. [マルサスのこの論文の翻訳も、楠井隆三・東嘉生訳『穀物條例論—地代論』に収められている。]
  - (3) Malthus, Thomas R.: *The Works of Thomas Robert Malthus*, Vol. 7, p. 100. (楠井隆三・東嘉生訳『穀物條例論—地代論』32頁)。

但し、この種の危険はそれほど大きなものではない、とマルサスは言う。なぜなら、豊かな国は世界のどこかから食糧を買い入れ得るからである。

この但し書きの存在によって、マルサスの主張はますます穏当なものになっている。

## (2) 農業と工業のバランスのとれた発展を保障するための農業保護

マルサスは、工業の過度発展は有害である、と警告を発する。工業の過度発展が有害なのは、工業製品の販路を確保し続けるのが容易でないからであり、また、工業に関わる者の健康と徳性が劣っているからである、というのである。

「工業人口の過大なる割合は国民の安寧と幸福とに対して好都合であるとは思はれないといふことが言へるであらう。穀物の輸入に關しての如何なる困難とも關係なく、製造工業の通路に於ける、及びその生産物についての販路を獲得することの容易さに於ける変動は永続的に繰返して起る。…中略…これらの変動は勿論それらに伴ふ不満、動乱、禍害を産む傾向があり、これに若し吾々が製造者とその家族の状態と就業とがその最良の状態に於てさへも尚健康と徳性について恵まれてみないといふことを附加するならば、全社会の〔人口の〕極めて大なる割合が工業労働者で構成されるといふことが、<sup>(4)</sup>あらまほしきこととは思ひ得ない。」

そして、工業は保護されている、とマルサスは言う。従って、工業と同じ程度に農業も保護すべし、というわけである。

「種々なる保護関税によつて、法外な量の資本が商工業に向けられ、土地からは引き上げられる、しかも一方、これらの関税のために、彼等（地主及び農業企業家のこと、吉澤註）は国産品及び外国品のいづれをも一種の独占価格で購ふことを餘儀なくせられながら、彼等自身のものを最も廣範圍な競争の下に於ける価格を以て売らねばならなくされるであらう。諸種の他の諸商品に対する保護関税を其儘にしておくことを認めつゝ、穀物貿易の自由を回復することは、事物をその自然的水準に真実に回復さすことではなくして、土地の耕作を他種の産業以下に低下せしむることであると安んじていひ得よう。<sup>(5)</sup>」

(4) Malthus, Thomas R., *ibid.*, p. 101. (同上, 34-35頁)。

(5) Malthus, Thomas R., *ibid.*, pp. 103-104. (同上, 39頁)。

しかし、工業が保護されているから農業も保護せよというのは、経済学の観点からは、妥当な主張とは言えない。正しい政策は、工業・農業双方での自由貿易である。

(3)突然の貿易政策の変更が生み出す損失回避のための農業保護の継続(?)

突然の貿易政策の変更によって何人か<sup>なにびと</sup>が損失を蒙るなら、その損失に対して何らかの補償をすべきである、とマルサスは言いたげな風情である。

「次の如きことが観察せられるであらう。即ち穀物貿易調整の人為的政策を開始することは決してすゝむべきことではない、が然し若し、既に打ち建てられたかゝる政策及び他の同時に起る諸原因によつて、穀物の及び多くの商品の価格がヨーロッパの爾餘の国の水準以上に騰貴してゐるとすれば、突然にわが国の諸港を解放することの結果として起るところの、きはめて大なる且つ急激なる穀物価格の下落なる結果を来すやうな危険を冒すことが望ましいかどうかといふことは別の問題となるであらう。<sup>(6)</sup>」

特殊の事情によって生じた穀物の高価格を維持するために農業保護を継続せよ、というのがマルサスの真意なのかどうか、1814年論文の叙述からは定かでない。とはいえ、過去の農業保護政策によって穀物の高価格が招来されたというのであれば、正しい政策は、輸入自由化を徐々に進めてゆく、ということになる。

(4)農業保護によつてもたらされる穀物の高価格は労働者にも有利

労働者に「一定量の穀物」という形での賃金が支払われるならば、農業保護による穀物の高価格によつて、労働者も利益を得る、とマルサスと言う。

「若し二国に於ける労働者が同一量の穀物を〔賃銀として〕獲得するとし、しかもそれらのうちの一方の国に於けるこの穀物の名目価格が他方の国に於けるそれよりも二五%方高いとするならば、穀物価格が最高であるところでは、労働者の状態は決定的に最良であらう。<sup>(7)</sup>」

なぜそうなるかといえば、労働者が一定量の穀物と引き替えに入手し得る穀物以

(6) Malthus, Thomas R., *ibid.*, p. 103. (同上, 38頁)。

(7) Malthus, Thomas R., *ibid.*, p. 102. (同上, 37頁)。

外の財の量は、穀物の他財に対する相対価値が高ければ高いだけ多くなるからである。しかし、この議論は「労働者が穀物で賃金を支払われる」という場合にしか成立しない。

### 3. 穀物法廃止が所得分配にもたらす効果——1815年論文に於ける議論

#### (1) 穀物法の存廃によって影響を受ける人々

1815年論文で、穀物法の存廃が所得分配にもたらす影響が、更に詳しく検討されている。こうした検討を行うに際して、①地主、②借地人（農業企業家）、③農業労働者、④製造業者、⑤製造業労働者、といった人々に注目することが必要であろう。

#### (2) 穀物法廃止の影響——マルサスの主張

穀物法の廃止によって、地代は下落し、①地主は損失を蒙る、とマルサスは言う。

「諸港の解放が地主の真実地代及び名目地代の両者を減少せしむるといふ結果については、疑ひは存し得ない<sup>(8)</sup>」

マルサスのこの主張に異論を差しはさむ余地はない。

②借地人（農業企業家）も、穀物法の廃止によって、損失を蒙る、とマルサスは言う。

「農業企業家 (farmers) については何も述べる必要はない。彼等が諸港の開放によつて痛切に苦しむであらうことは疑ひ得ない。一定期間の経過の後も、農業に於ける利潤は、従前と同じか或いはそれを上回る水準にまで回復することはない、というのではない。しかし、利潤の回復は、大規模な農業資本の損失か、或いは、農業資本の商業や工業への移転<sup>(9)</sup>が起るまでは、生じ得ない。」

マルサスのこの主張にも異論を差しはさむ余地はない。

穀物法の廃止によって、農業に於ける雇用は減少し、③農業労働者も損失を蒙る、とマルサスは言う。

(8) Malthus, Thomas R., *ibid.*, p. 167. (同上, 90頁)。

(9) Malthus, Thomas R., *ibid.*, p. 165. (同上, 86頁)。訳文には変更を加えた。

「わが国の諸港の開放の結果として、労働に対する需要が増大するという主張は、最も控え目に見ても眉唾物である。(諸港の開放がもたらした)耕作に対する阻害効果は非常に急激且つ決定的なものであったので、既に非常に多くの農業労働者が職を失っている。<sup>(10)</sup>」〔( )内は吉澤が挿入した。〕

マルサスのこの主張は、短期については妥当なものである。しかし、労働者の産業間移動によって農業労働者の地位が、最終的には、従前水準まで改善される可能性を否定することはできない。

穀物法を廃止したところで④製造業者は大した利益を受けない、とマルサスは主張したがっているように見える。仮に、「穀物輸入の自由化→穀物価格の下落→賃金下落→工業製品の生産コストの下落→工業製品の国際競争力の上昇」といったことが起るとしても、こうしたプロセスによって生み出される効果は大したものではない、というのである。なぜなら、(i)対仏戦争の終結の結果、ヨーロッパ大陸諸国と平和が確立された暁には、穀物価格下落故の賃金下落が起ったとしても、イギリスが優位性を持たない工業製品はヨーロッパ大陸では売れなくなるし、逆に、(ii)賃金が高いままであっても、イギリスが優位性を持つ領域では競争力は維持され、更に、(iii)穀物法を廃止して地主や農業企業家に損害を与える、というようなことをしなければ、彼らからのイギリス工業製品に対する需要がかなりの水準になるからである。

「(i)若し吾々がヨーロッパに於ける平和恢復により起り得べき結果を考へるならば、労働の価格の著しき低落を以てしてもなほ、吾々が特別の優位性を有しないところの諸工業のための、大陸に於ける何ほどかの市場を失ふであらうことを想像することができる。(ii)他面わが国の植民地、わが国の海運、わが国の長期信用、わが国の石炭、わが国の鉱山並びにわが国の技術や資本が問題となつてくる他の市場に於て、吾々の高賃銀にも拘らず、吾々はわが貿易を維持するであらうことを信ずるには充分の理由がある。(iii)かかる状態の下に於ては、若し可能ならば国内需要 (home market) に打撃を与えないでおくということ、そして、わが国農産物に打撃を与えるなら必然的に消滅せしめられるに相違ない、土地の地代並びに、農業企業家の利潤や資本から生じる需要 (demand) が失われぬやうにすることが、特に得策なことであるやうに思はれる。<sup>(11)</sup>」(i)～(iii)の数字は吉

(10) Malthus, Thomas R., *ibid.*, p. 163. (同上, 81頁)。訳文には変更を加えた。

(11) Malthus, Thomas R., *ibid.*, p. 166. (同上, 87-88頁)。訳文には変更を加えた。

澤が挿入した。)

上記の如きマルサスの議論はかなり怪しげなものである、と言わざるを得ない。

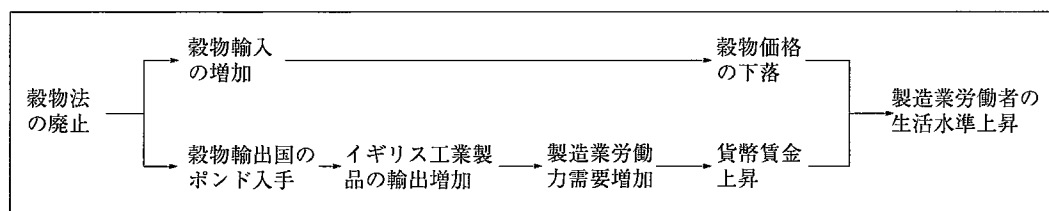
穀物法廃止によって、⑤製造業労働者の地位は下落する、とマルサスは考えていたように見受けられる。穀物の高価格は労働者にとっても有利である、という1814年論文の議論〔2(4)参照〕に、1815年論文で言及が為されている<sup>(12)</sup>。とはいえ、1814年論文に於いても、また、1815年論文に於いても、農業労働者と製造業労働者の明確な区分は行われていない。そして、最も重要なことは、「穀物の高価格は労働者にとっても有利である」という議論は、「労働者が穀物で賃金を支払われている」という場合にしか成立しない、ということこれである。とりわけ、製造業労働者の場合、「労働者が穀物で賃金を支払われている」とは想定しにくいであろう。

他に、貿易に携わる人<sup>(13)</sup>、固定所得取得者・利子生活者<sup>(14)</sup>が自由貿易によって利益を得る、と述べられている。

### (3)リカード、コブデン、マルサス

リカードは、超マルサス的人口理論を梃子にして、労働の市場価格は、ほとんど常に、労働の自然価格に等しくなっている、という議論を展開している<sup>(15)</sup>。これに対して、コブデンは、リカード流とは別の形の賃金の説明原理を提示している<sup>(16)</sup>。コブデンの議論を図式化すれば、図1の如くなる。

図1



マルサスの、賃金の騰落についての議論は、リカードのものより余程まともであ

(12) Malthus, Thomas R., *ibid.*, p. 162. (同上, 80頁)。

(13) Malthus, Thomas R., *ibid.*, p. 166. (同上, 88頁)。

(14) Malthus, Thomas R., *ibid.*, p. 168. (同上, 92頁)。

(15) 「自由貿易と穀物法—リカードとコブデン—(1)」(『広島経済大学経済研究論集』第21巻第4号, 1999年3月), 2.3.参照。

(16) 「自由貿易と穀物法—リカードとコブデン—(2)」(『広島経済大学経済研究論集』第22巻第1号, 1999年6月), 3.3.2(3)参照。

(17) Malthus, Thomas R.: *The Works of Thomas Robert Malthus*, Vol. 7, p. 90. (楠井隆三・東嘉生訳『穀物條例論—地代論』14–15頁)。

る。マルサスは、穀物価格上昇と人口減少の間にタイムラグが存在することを認めている。従って、貨幣賃金は不変だが食糧品価格のみが上昇する期間が存在することになる。逆に、実質賃金上昇と人口増加の間にタイムラグが存在し、リカードのいう自然価格以上の賃金が支払われる期間が、かなりの長さで続く、ということになるろう。

とはいえ、1814年論文でも、1815年論文でも想定されている「穀物賃金」の仮定、即ち、「労働者が穀物で賃金を支払われている」という仮定は、とりわけ、製造業労働者に関しては、妥当性を欠くものである。